

平成24年3月22日

各 位

公益財団法人東京都中小企業振興公社

### 自家発電設備導入費用助成金のご案内の送付について

平素は、当公社の事業にご協力いただきましてありがとうございます。

さて公社では、昨年8月より中小企業の事業活動継続に必要な電力確保のための自家発電設備導入に対し助成を行ってきておりますが、本年2月の制度の見直し（新たに都外設置及び蓄電池も対象）に加え、平成24年度以降も引続き助成率は2/3（中小企業単独の場合）とする他新たにデマンド監視装置も対象機器として事業を行うことになりました。

つきましては、チラシを作成いたしましたので、ご周知くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては下記連絡先までお問い合わせくださるか下記HPをご参照ください。

今後とも、当公社事業にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

**【連絡先】**

公益財団法人東京都中小企業振興公社  
総合支援部 設備リース課

TEL 03(5822)9031

東京都千代田区神田佐久間町 2-20

翔和秋葉原ビル 2F

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/1107/0017.html>

中小企業向け電力自給型経営促進支援事業の拡充のお知らせ

電気料金の値上げに対応した節電と今年の夏の電力確保に向けて  
デマンドコントローラーの導入を助成対象とします  
助成率 2 / 3 等を適用する申請期間を延長します

東京都及び公益財団法人東京都中小企業振興公社では、電気料金の値上げに対応した節電と今年の夏の電力確保に向け、中小企業が自ら電力需要の抑制に努め、事業活動の継続に必要な電力の確保に取り組む「電力自給型経営」をより一層支援できるよう、助成対象を拡充するとともに、現行の助成率及び助成限度額を適用する申請期間を以下のとおり延長します。

1. 助成対象の拡充

デマンドコントローラー及びその附帯設備の導入に助成金が利用できるようになります。  
機器の範囲は以下のとおりです。

- ① デマンドコントローラーとは、使用電力量を監視・予測し、あらかじめ設定した使用電力量に近づくると発報等するデマンドの監視装置をいう。
  - ② 附帯設備とは、警報装置、制御装置等をいう。
- 注) 詳細な機器の範囲については、お問い合わせください。

※東京電力株式会社は平成 24 年 3 月 5 日に節電等の取り組みにより中小企業の電気料金割引につながる料金プランを公表しています。

2. 助成率・助成限度額の適用期間の延長

平成 23 年度中の申請に適用することとしていた助成率及び助成限度額を適用する申請期間を平成 24 年 9 月 30 日まで延長します。

中小企業単独	：助成率 2 / 3 以内、助成限度額	2, 000 万円以内
中小企業グループ	：助成率 3 / 4 以内、助成限度額	5 億 6, 000 万円以内

3. 実施日

平成 24 年 4 月 2 日の申し込みから適用

4. 現行制度の概要

(1) 対象経費

自家発電設備・蓄電池導入に係る、設備費（機器費、附帯設備費）、設計工事費  
都内中小企業者による都内事業所への設置に加え、都内に本店登記がある場合は、都外の一部地域の事業所に設置することもできます。

(2) 申込期間

平成 24 年 9 月 30 日まで

(3) 申込方法・申込先

- ① 申込方法 申込書類一式を下記「② 申込先」まで持参してください（郵送・FAX は不可とします。）。
  - ② 申込先 公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援部設備リース課  
千代田区神田佐久間町 2-20 翔和秋葉原ビル 2 階 電話 03-5822-9031
- 上記助成制度の詳細は、公社ホームページ(<http://www.tokyo-kosha.or.jp>)をご覧ください。

〔東京都中小企業制度融資について〕

本事業の助成を受け、自己負担分について融資を検討されている中小企業者の方は、東京都制度融資のメニューである産業力強化融資（チャレンジ）がご利用になれます。なお、ご利用に当たっては、東京信用保証協会及び金融機関の審査が必要となります。

制度融資の詳細は、産業労働局ホームページ (<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp>)をご覧ください。

■ お問い合わせ先:

【助成金関係】	東京都産業労働局商工部調整課	池野谷・東郷
直通:	電話 03-5320-4604	内線: 36-540
公益財団法人東京都中小企業振興公社	総合支援部設備リース課	保坂・川田
直通:	電話 03-5822-9031	
【制度融資関係】	東京都産業労働局金融部金融課	加倉井・福田
直通:	電話 03-5320-4873	内線: 36-820

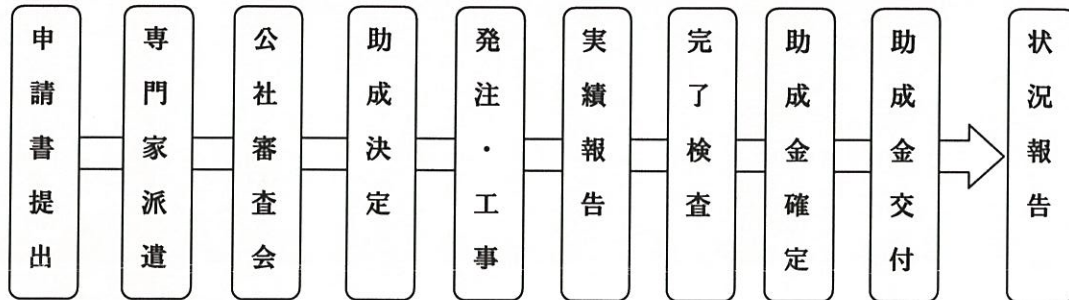
電力確保・節電に努める中小企業の皆様へ自家発電設備・蓄電池等導入を支援します！

## 自家発電設備導入費用助成金のご案内

公社では、事業活動の継続に必要な電力の確保に取り組む「電力自給型経営」を実践する中小企業を支援するため、中小企業による自家発電設備、蓄電池、デマンド監視装置の導入に対し、助成を行います。

### 事業の流れ

申請期間：平成24年9月28日まで（随時受付）



### 助成対象者

電力需要の抑制または事業活動の継続に当たって助成対象設備が必要不可欠な都内中小企業者及び中小企業グループ

### 助成対象機器

- ① 原則として1基出力10kW以上の内燃力（ディーゼル式・ガスタービン式など）を原動力とする自家発電設備・コージェネレーション（発電に直接要する機器のみ）及び付帯設備
  - ② 原則1基蓄電池容量2kWh以上の蓄電池（買電等により常時電気を蓄え停電時に対応できるもの。1か所に固定して使用するもの）及び付帯設備
  - ③ デマンド監視装置（電力量計に接続し、警報装置を有するもの）及び付帯設備
- なお、都内の自社内設置を原則としますが、平成23年3月11日以前から都内に本店登記がある場合は、都外の一部地域の事業所に設置することもできます。

### 助成対象経費

助成対象機器の導入に必要な不可欠な設備費、設計・工事費

### 助成率・限度額

対象者	申請期間
	平成24年4月2日～9月28日
中小企業単独	2/3以内（200万円限度）
中小企業グループ	3/4以内（5.6億円限度）

※他にも要件があります。必ず下記ホームページで制度の詳細な内容をご確認ください。

### ■ 申請・お問い合わせ先 ■



東京都中小企業振興公社 東京都千代田区神田佐久間町2-20 翔和秋葉原ビル2F  
総合支援部 設備リース課 電話03-5822-9031  
<http://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/1107/0017.html>